

事 務 連 絡
平成30年8月24日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管課（部） 御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企 画 課
障 害 福 祉 課
精 神 ・ 障 害 保 健 課

寡婦控除等のみなし適用の実施に係る事務取扱について

平成30年7月27日付けで公布した「児童福祉法施行令等の一部を改正する政令」（平成30年政令第231号。以下「改正政令」という。）及び平成30年8月9日付けで公布した「児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令」（平成30年厚生労働省令第107号。以下「改正省令」という。）については、平成30年9月1日から施行することとしています。

今般、改正政令及び改正省令により、指定通所支援等の所得区分の算定においては、未婚のひとり親を地方税法（昭和25年法律第226号）上の寡婦又は寡夫とみなして税額を計算することとなります。また、あわせて障害児施設徴収金等の費用徴収額の算定に当たっても、未婚のひとり親を所得税法（昭和40年法律第33号）上の寡婦又は寡夫とみなして税額を計算するよう配慮することとしています。

については、これら障害福祉サービス等の市町村民税所得割の額及び所得税額の算定における寡婦控除等のみなし適用（未婚のひとり親を地方税法及び所得税法上の寡婦又は寡夫とみなして税額を計算することをいう。以下同じ。）の実施に係る事務取扱については下記のとおりですので、運用に当たり遺漏のないようにされるとともに、管内市町村（特別区を含む。）、関係者等に対し適切な周知を図っていただきますよう、お願いします。

記

第1 対象制度

寡婦控除等のみなし適用が行われる制度は以下のとおり。

- ① 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 3 第 2 項第 2 号に規定する当該通所給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額
（関連法令） 児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 号）第 24 条
- ② 児童福祉法第 21 条の 5 の 4 第 3 項に規定する特例障害児通所給付費の額
（関連法令） 児童福祉法施行令第 25 条の 2
- ③ 児童福祉法第 21 条の 5 の 29 第 2 項に規定する肢体不自由児通所医療費の額
（関連法令） 児童福祉法施行令第 25 条の 13 第 1 項
- ④ 児童福祉法第 24 条の 2 第 2 項第 2 号に規定する当該入所給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額
（関連法令） 児童福祉法施行令第 27 条の 2
- ⑤ 児童福祉法第 24 条の 20 第 2 項第 1 号に規定する同一の月に受けた障害児入所医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額から政令で定める額を控除して得た額
（関連法令） 児童福祉法施行令第 27 条の 13 第 1 項
- ⑥ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 29 条第 3 項第 2 号に規定する当該支給決定障害者等の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額
（関連法令） 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 18 年政令第 10 号。以下「障害者総合支援法施行令」という。）第 17 条
- ⑦ 障害者総合支援法第 30 条第 3 項に規定する特例介護給付又は特例訓練等給付費の額
（関連法令） 障害者総合支援法施行令第 19 条
- ⑧ 障害者総合支援法第 54 条第 1 項の政令で定める基準
（関連法令） 障害者総合支援法施行令第 29 条第 1 項
- ⑨ 障害者総合支援法第 58 条第 3 項第 1 号の当該支給認定障害者等の家計の

負担能力、障害の状態その他の事情をしん酌して政令で定める額
(関連法令) 障害者総合支援法施行令第 35 条

- ⑩ 障害者総合支援法第 70 条第 2 項又は第 71 条第 2 項において準用する第 58 条第 3 項第 1 号に規定する療養介護医療費又は基準該当療養介護医療費の額

(関連法令) 障害者総合支援法施行令第 42 条の 4

- ⑪ 障害者総合支援法第 76 条第 1 項ただし書の政令で定める基準及び同条第 2 項に規定する補装具費の額

(関連法令) 障害者総合支援法施行令第 43 条の 2 第 2 項及び同令第 43 条の 3

- ⑫ 障害者総合支援法第 54 条第 1 項の政令で定める基準の経過的特例

(関連法令) 障害者総合支援法施行令附則第 12 条

- ⑬ 障害者総合支援法第 58 条第 3 項第 1 号の当該支給認定障害者等の家計の負担能力、障害の状態その他の事情をしん酌して政令で定める額の経過的特例

(関連法令) 障害者総合支援法施行令附則第 13 条第 2 項

- ⑭ 障害児施設徴収金の基準額

(関連通知) 障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金について（平成 19 年 12 月 18 日厚生労働省発障第 1218002 号）

- ⑮ やむを得ない事由により措置を行った場合の利用者負担の額

(関連通知) やむを得ない事由による措置を行った場合の単価等の取扱いについて（平成 18 年 11 月 17 日障発第 1117002 号）

- ⑯ 措置入院に係る費用の徴収額

(関連通知) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院患者の費用徴収額、結核予防法による命令入所患者等の自己負担額、麻薬及び向精神薬取締法による措置入院者の費用徴収額及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院患者の自己負担額の認定基準について（平成 7 年 6 月 16 日厚生省発健医第 189 号）

第2 寡婦控除等のみなし適用の要件の解釈等

1 第1の①～⑮における市町村民税所得割の額の算定等

第1の①～⑮の市町村民税所得割の額の算定等に当たって、地方税法は次の表のように読み替えられる。

※次の表において、規定は条文どおりではなく、便宜上書き下しています。

	地方税法上の寡婦（夫）	本改正で規定する「未婚のひとり親」
寡婦	地方税法第292条第1項第11号イ	読替え後の地方税法第292条第1項第11号イ
	<u>夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるものうち、扶養親族その他その者と生計を一にする親族で政令で定めるものを有するもの</u>	<u>婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないものうち、扶養親族その他その者と生計を一にする親族で政令で定めるものを有するもの</u> ※以下「みなし寡婦」という。
寡夫	地方税法第292条第1項第12号	読替え後の地方税法第292条第1項第12号
	<u>妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるものうち、その者と生計を一にする親族で政令で定めるものを有し、かつ、前年の合計所得金額が五百万円以下であるもの</u>	<u>婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないものうち、その者と生計を一にする親族で政令で定めるものを有し、かつ、前年の合計所得金額が五百万円以下であるもの</u> ※以下「みなし寡夫」という。
寡婦又は寡夫	地方税法第295条第1項	読替え後の地方税法第295条第1項
	市町村は、 <u>寡婦又は寡夫</u> (これらの者の前年の合計所得金額が百二十五万円を超える場合を除く。)に対しては市町村民税(分離課税に係る所得割を除く。)を課することができない。ただし、この法律の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。	市町村は、 <u>みなし寡婦又はみなし寡夫</u> (これらの者の前年の合計所得金額が百二十五万円を超える場合を除く。)に対しては市町村民税(分離課税に係る所得割を除く。)を課することができない。ただし、この法律の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。

	地方税法第 314 条の 2 第 1 項第 8 号	読替え後の地方税法第 314 条の 2 第 1 項第 8 号
	市町村は、所得割の納税義務者が <u>寡婦又は寡夫</u> である場合においては、二十六万円をその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除するものとする。	市町村は、所得割の納税義務者が <u>みなし寡婦又はみなし寡夫</u> である場合においては、二十六万円をその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除するものとする。
寡婦	地方税法第 314 条の 2 第 3 項	読替え後の地方税法第 314 条の 2 第 3 項
	所得割の納税義務者が、 <u>夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者</u> で政令で定めるもので、扶養親族である子を有し、かつ、前年の合計所得金額が五百万円以下であるものである場合には、その者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から三十万円を控除するものとする。	所得割の納税義務者が、 <u>みなし寡婦</u> で、扶養親族である子を有し、かつ、前年の合計所得金額が五百万円以下であるものである場合には、その者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から三十万円を控除するものとする。

2 第 1 の⑭～⑯における所得税額の算定

第 1 の⑭～⑯の所得税額の算定に当たっては、所得税法及び租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）は次の表のように読み替えられる。

※次の表において、規定は条文どおりでなく便宜上書き下しています。

	所得税法上の寡婦（夫）	本改正で規定する「未婚のひとり親」
寡婦	所得税法第 2 条第 1 項第 30 号イ	読替え後の所得税法第 2 条第 30 号イ
	<u>夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者</u> で政令で定めるもののうち、扶養親族その他その者と生計を一にする親族で政令で定めるものを有するもの	<u>婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの</u> のうち、扶養親族その他その者と生計を一にする親族で政令で定めるものを有するもの ※以下「みなし寡婦」という。

寡夫	所得税法第2条第1項第31号	読替え後の所得税法第2条第1項第31号
	<u>妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者</u> で政令で定めるものうち、その者と生計を一にする親族で政令で定めるものを有し、かつ、合計所得金額が五百万円以下であるもの	<u>婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの</u> のうち、その者と生計を一にする親族で政令で定めるものを有し、かつ、合計所得金額が五百万円以下であるもの ※以下「みなし寡夫」という。
寡婦又は寡夫	所得税法第81条第1項	読替え後の所得税法第81条第1項
	居住者が <u>寡婦又は寡夫</u> である場合には、その者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から二十七万円を控除する。	居住者が <u>みなし寡婦又はみなし寡夫</u> である場合には、その者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から二十七万円を控除する。
寡婦	租税特別措置法第41条の17第1項	読替え後の租税特別措置法第41条の17第1項
	居住者が、所得税法上の <u>寡婦</u> （扶養親族である子を有するものに限る。）に該当し、かつ、合計所得金額が五百万円以下である場合には、所得税法上の寡婦控除の額は、三十五万円とする。	居住者が、所得税法上の <u>みなし寡婦</u> （扶養親族である子を有するものに限る。）に該当し、かつ、合計所得金額が五百万円以下である場合には、所得税法上の寡婦控除の額は、三十五万円とする。

- 3 改正政令及び改正省令並びに本事務連絡における「現に婚姻をしていないもの」の「婚姻」には、市町村民税所得割の額及び所得税額の算定に係る所得を計算する対象となる年の12月31日において、届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含むものとする。

第3 寡婦控除等のみなし適用に係る手続

寡婦控除等のみなし適用に係る手続については、次の表中「提出書類例」に掲げる書類等を提出させること等の方法が考えられる。

	提出書類例	備考
第 1 の ①②③	別添(様式例1)のような申請書 及び戸籍全部事項証明書等	児童福祉法第 21 条の 5 の 5 第 1 項に規定する通所給付決定を受けている者から、寡婦(夫)控除等のみなし適用の申請があり、所得区分の変更が必要となる場合には、同法第 21 条の 5 の 8 第 2 項に基づき、通所給付決定の変更申請又は職権により、通所給付決定の変更を行うこと。
第 1 の ④⑤	別添(様式例2)のような申請書 及び戸籍全部事項証明書等	
第 1 の ⑥⑦	別添(様式例3)のような申請書 及び戸籍全部事項証明書等	障害者総合支援法第 19 条第 1 項に規定する支給決定を受けている者から、寡婦(夫)控除等のみなし適用の申請があり、所得区分の変更が必要となる場合には、同法第 24 条第 2 項に基づき、支給決定の変更申請又は職権により、支給決定の変更を行うこと。
第 1 の ⑧ ⑨ ⑫ ⑬	「自立支援医療費の支給認定について」(平成 18 年 3 月 3 日障発 0303002 号)に規定する寡婦(夫)控除等のみなし適用申請書及び戸籍全部事項証明書等	障害者総合支援法第 54 条第 1 項に規定する支給認定を受けている者から、中欄に掲げる寡婦(夫)控除等のみなし適用申請書が提出され、所得区分の変更が必要となる場合には、同法第 56 条第 2 項に基づき、支給認定の変更申請又は職権により支給認定の変更を行うこと。

第 1 の ⑩	別添（様式例 4）のような申請書 及び戸籍全部事項証明書等	障害者総合支援法第 19 条第 1 項に規定する支給決定を受けている者から、寡婦（夫）控除等のみなし適用の申請があり、所得区分の変更が必要となる場合には、同法第 24 条第 2 項に基づき、支給決定の変更申請又は職権により、支給決定の変更を行うこと。
第 1 の ⑪	別添（様式例 5）のような申請書 及び戸籍全部事項証明書等	
第 1 の ⑭	別添（様式例 6）のような書類及 び戸籍全部事項証明書等	
第 1 の ⑮	別添（様式例 7）のような書類及 び戸籍全部事項証明書等	
第 1 の ⑯	別添（様式例 8）のような書類及 び戸籍全部事項証明書等	

※第 1 の①～⑬について、改正政令及び改正省令の施行日前に申請がされた場合であっても寡婦控除等のみなし適用は改正政令及び改正省令の施行日以降とすること。

第 4 その他

- 1 第 1 の⑭～⑯における寡婦控除等のみなし適用については、以下のとおりとすること。
 - ア ⑭及び⑮における寡婦控除等のみなし適用は、平成 30 年 9 月算定分から適用することとし、平成 30 年 8 月以前の算定分については、なお従前の例による。
 - イ ⑯における寡婦控除等のみなし適用は、平成 30 年 9 月診療分から適用することとし、平成 30 年 8 月以前の診療分については、なお従前の例による。
- 2 第 1 の①～⑮の所得区分等の算定に当たっては別添 1 のフローチャートを、⑭～⑯の費用徴収額の算定に係る所得税額の算定に当たっては別添 2 の所得税額計算シートを参考に、寡婦控除等のみなし適用を実施すること。
なお、所得税額計算シートについては、上場株式の配当等申告分離課税所得がある場合等、税率がその他の総合課税所得と異なるため、正確な税額が

計算できない場合があるが、このようなケースは極めて少数であると考えられるため、所得税額計算シート的设计においては考慮していない。